

第15回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会	資料2
令和3年5月31日	

初診からのオンライン診療に関する 検討事項について

1. 初診からのオンライン診療に関するこれまでの議論の方向性について

(1) 今後のオンライン診療のあり方の検討の方向性

- ◆ 安全性と信頼性をベースに、初診も含めオンライン診療は原則解禁する
- ◆ オンライン診療は、電話ではなく映像があることを原則とする
(令和2年10月9日に厚生労働大臣・情報通信技術担当大臣・規制改革担当大臣で意識合わせ)
- ◆ 安全性と信頼性については、オンライン診療を行うことによる患者の利便性等のメリットと、対面診療を行わないことによる疾患の見逃し・重症化のリスクや、患者と医療機関の感染やトラブルのリスク等を総合的に考慮する
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的措置の検証結果を踏まえつつ、今後のオンライン診療のあり方として具体的に位置づけるものを検討する

(2) これまでの議論について

- 初診の場合にも安全性・信頼性を担保するためには、
 - ① 医師が患者の医学的情報を把握していることや、
 - ② 医師-患者間の関係性が醸成されていることが重要。
- 以上の事から、いわゆる「かかりつけの医師」によるオンライン診療を念頭に置くこととし、具体化するにあたり、過去の受診歴の有無をベースとして議論を進めてきたところ。
- これまで、
 - (i) 定期的に受診している場合
 - (ii) 過去に受診歴がある場合
 - (iii) 過去に受診歴のない場合
 - (iv) 過去に受診歴のない患者について、かかりつけ医等からの情報提供を受けた場合の4つのケースに分けて整理してきた。
- このうち、(i)、(ii)及び(iv)については、初診からのオンライン診療が認められるという方向で議論してきた。

(3) 議論が必要な事項

- さらに、どういった情報であれば(iv)の場合として認められるかについて議論してはどうか。

過去の受診歴はないが、初診からのオンライン診療を可能とする上で必要な情報

考え方(案)

- 初診からオンライン診療を行う場合に必要な医学的情報について、他院からの診療情報の提供などにより、当該患者の診療に必要な情報が提供されるケースがある。
- その他、認められる情報の内容について議論してはどうか。
- また、今後の医療のデジタル化の進展を見据えた観点も必要ではないか。



対応(案)

- 現状において、そのような患者の医学的情報として活用することができるものについては、例えば、以下のような情報が考えられるのではないか。
 - ① 過去の診療録
 - ② 診療情報提供書
 - ③ 健康診断の結果
 - ④ 地域医療情報ネットワーク
- その他、患者の医学的情報として認められる情報については、実態を踏まえつつ引き続き検討してはどうか。
- 特にデジタルデバイス等を用いて得られる患者の医学的情報については、薬事承認等での位置づけを踏まえ、取り扱いを検討することとしてはどうか。

2. 今後のオンライン診療の検討におけるその他の論点

(1) これまでの議論

- これまで、今後のオンライン診療の検討に関しては、「安全性と信頼性をベースに、初診も含めオンライン診療は原則解禁する」こととしており、主として初診の取扱いについて議論してきた。
- 初診の取扱いについては、過去の受診歴等があることを中心に論点を設定し、本資料においても議論を行ったところ。
- オンライン診療の恒久的な枠組みを検討するにあたっては、初診の取扱いに限らず、オンライン診療全体の推進に係る課題や活用に向けた取組みを考えることが重要ではないか。



(2) 課題や取組の例

(推進に係る課題)

- オンライン診療を医療全体の中にどのように位置づけ、活用するか
- 国民がいわゆる「かかりつけ医」をしっかりと持つこと、また、それらの医療機関においてどのようにオンライン診療拡充するか

(活用に向けた取組)

- 再診も含め継続的な診療の中でのオンライン診療の活用
- 在宅医療やへき地・離島における医療での活用を進めて行くか

等